

令和4年度 インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援

(注) 今回の募集は令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては内容等を変更する場合があります。

目的・概要

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理・修繕等に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に係る課題、その対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理・修繕等の分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体を支援します。

支援対象

国土交通省所管のインフラのうち利用料金を徴収しないものの維持管理・修繕等に係る官民連携事業のうち以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

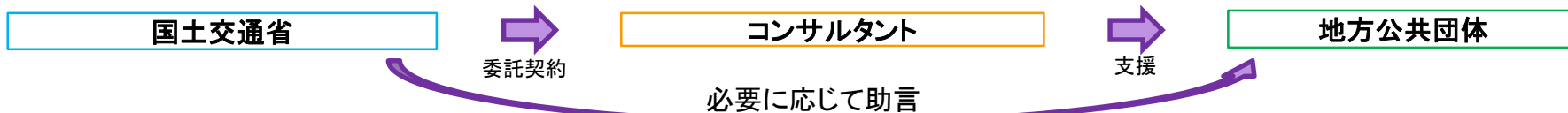
①指標連動方式を活用する事業(※)

②分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

※PFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携手法の導入に必要な検討を1～2年間支援します。具体的な支援内容は以下を想定しています。



【具体的な支援内容(例)】

- ・先行事例の研究、整理及び助言
- ・対応策、スキームの検討支援
- ・法制度・財政制度面等における導入に際しての課題の整理及び解決策の検討支援
- ・サウンディングの支援

応募受付期間

令和4年2月7日(月)10:00～2月28日(月)17:00

スケジュール(予定)

年	2022年												2023年			
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	応募受付	審査	支援先決定							支援				成果の報告		
	←→		●	←→												●

【参考】指標連動方式の導入について

指標連動方式とは

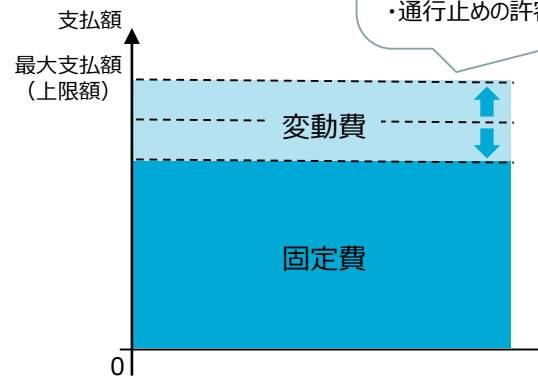
＜定義（PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）より）＞

- ・公共施設等の管理者等（PFI法第2条3項）が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式。

※定義の考え方（第25回PFI推進委員会計画部会 資料1-1より）

本定義は成果連動型民間委託契約方式（PFS: Pay For Success）の定義をベースに、主に利用料金の生じない公共施設等について実施される事業について、その機能等が利用可能な状態（アベイラブルな状況）に対応した指標を設定し、それに応じた支払いをすることをベースに、維持管理に必要な一定の経費は定額払いとすることもできるよう、支払う金額の一部のみを指標に連動することができるよう定義した。

＜指標連動方式のイメージ＞



変動費相当部分については、指標の達成状況等に応じて支払い

＜指標のイメージ＞

- ・損傷に対する対応時間
- ・通行止めの許容時間 等

※内閣府調査事例等を参考に国土交通省作成

期待される効果

○ 長期・包括契約で性能規定に基づく指標の達成状況と支払い額を連動

○ 民間の創意工夫をさらに活かして、効率的・効果的な維持管理等を行うとともに、民間事業者にとっても良好なサービス水準を確保するインセンティブになることが期待される。